規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年四月二十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一三二

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後			
別表（第一条、第二条関係）			
一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	二級地
	（削る）	（削る）	
	（削る）	（削る）	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	一級地
	（削る）	（削る）	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）
備考1　（略）			
2　この表に掲げる官署のうち、石狩森林管理署浜益森林事務所、後志森林管理署永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里森林事務所、日高北部森林管理署、日高北部森林管理署日高森林事務所、日高北部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発建設部日高道路事務所、青森森林管理署三厩森林事務所、群馬森林管理署楢原森林事務所、木曽森林管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理署白川森林事務所については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、空知森林管理署沼の沢森林事務所、空知森林管理署紅葉山森林事務所、上川南部森林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林事務所、上川南部森林管理署落合森林事務所、上川南部森林管理署金山森林事務所、空知森林管理署北空知支署、空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所、知床森林生態系保全センター、ウトロ自然保護官事務所、			

改正前			
別表（第一条、第二条関係）			
一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	二級地
	上川郡新得町字屈足トムラウシ	十勝西部森林管理署東大雪支署 ニペソツ森林事務所	
	上川郡新得町字屈足トムラウシ	十勝西部森林管理署東大雪支署 トムラウシ森林事務所	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	一級地
	幌泉郡えりも町字東洋二一三の一	えりも自然保護官事務所	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）
備考1　（略）			
2　この表に掲げる官署のうち、石狩森林管理署浜益森林事務所、後志森林管理署永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里森林事務所、日高北部森林管理署、日高北部森林管理署日高森林事務所、日高北部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発建設部日高道路事務所、青森森林管理署三厩森林事務所、群馬森林管理署楢原森林事務所、木曽森林管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理署白川森林事務所については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、空知森林管理署沼の沢森林事務所、空知森林管理署紅葉山森林事務所、上川南部森林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林事務所、上川南部森林管理署落合森林事務所、上川南部森林管理署金山森林事務所、空知森林管理署北空知支署、空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所、知床森林生態系保全センター、ウトロ自然保護官事務所、			